

令和7年2月26日

議員各位

意見書（案）の配付について

令和7年2月20日に締め切りました意見書（案）を配付します。
なお、今後の取り扱いは下記のとおりです。

記

- 1 各会派間の調整結果及び態度報告並びに代案の提出締切りは、常任委員会開催日である3月14日（金）の15時です。
- 2 各会派間の調整結果及び態度並びに提出された代案は、3月18日（火）開催予定の議会運営委員会で報告します。

市議会定例会令和7年2月通常会議 意見書（案） 目次

意見書 番号	提出者	件 名	ページ
1	共①	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法改定案の廃案と教員定数の改善を求める意見書	3
2	共②	適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書	4
3	共③	高額療養費制度の上限額引上げの撤回を求める意見書	5

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法改定案の廃案と教員定数の改善を求める意見書（案）

政府は今国会に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下、給特法とする）の改定案を提出する予定をしている。

教員の長時間労働は異常であり、国の2022年の調査によれば、小中学校の教員は平均で連日11時間半働き、休憩は僅か数分、土日の出勤もある。教員からは「授業準備や子どもと向き合う時間がない」、子どもや保護者からは「先生は忙しすぎて声をかけにくい」などの困った声が上がっている。教員の長時間労働は子どもの成長にとって深刻な問題である。

こうした働き方では心身も病んでしまい、精神疾患による病休者は増加の一途をたどっている。2023年には7,000人を超え、痛ましい過労死も起きている。異常な長時間労働により担任が確保できないなど教員不足が広がり、教員志望の多くの学生たちが、過酷な働き方を避けて別の進路を選び始めている。事態は、学校がもたないというところまで切迫している。

長時間労働の原因の一つは、給特法で公立学校の教員に残業代を支給しないと定めていることである。どんなに働かせても残業代を支払わずに済むため、行政はコスト意識を失い、次々と学校の仕事を増やし、以前は余裕のあった教員の働き方が激変した。そもそも残業に割高な賃金支給を義務付ける残業代制度は、残業を抑制する世界のルールで、労働基準法にも定められている。

ところが政府の法案では、残業代ゼロ制度には触れず、僅かな給与の改善で誤魔化そうというものである。給与改善の一方で諸手当が削られ、最初の年は月1,500円程度で最後の6年目でも1万円前後とみられているが、残業代として支払えば月数十万円に上り、比較にならない。これでは長時間労働の改善につながるどころか、改善されたから長時間労働は我慢せよとなりかねない。

さらに法案は主務教諭の法制化も狙っている。教員を上下に分断し、上意下達の学校運営を強めることとなり、学校から自由で人間的な雰囲気奪いかねない。他方で政府は教員の長時間労働の根本的解決である教員定数の改善に背を向けたまま、子どもの減少などに伴い2025年度約8,000人の教員を削減しようとしている。

よって国及び政府におかれては、教員の長時間労働の解消が遠のき、学校の存続の危機を招くような給特法は廃案とし、教員定数を改善することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書（案）

2023年10月に、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入された。

この制度では、インボイス発行事業者ではない事業者からの仕入れでは税額控除ができないため、主に小規模事業者や個人事業者である免税事業者は、取引先からインボイス発行を求められ、発行できない場合は、不当な値下げや取引の打ち切りを求められることが懸念されていた。

また、インボイス発行事業者になると、消費税の申告・納付が義務づけられ、税負担と事務負担の二重の負担を負うこととなった。

制度導入に当たっては、インボイス発行事業者になった場合に3年間は納税額を軽減するなどの税制措置や、税務署での相談体制の構築などの事業者支援措置が講じられてきた。しかし、制度導入から1年以上経過したが、小規模事業者などからは、減収や税負担の増によって経営状況が悪化したとの切実な声が上がっており、インボイスに係る経理事務が過大な負担になっているとの訴えと併せて、インボイス制度導入が与えた事業活動への深刻な影響は決して看過できるものではない。

加えて、エネルギー価格や原材料費等の高騰が長期化し、人材不足が深刻化する中で、経営環境は一層の厳しさを増しており、インボイス制度に係る負担を小規模事業者等に求めることができる状況ではない。

昨年免税事業者からインボイス発行事業者になった者は104.8万人であるが、国税庁の調査で消費税（国税分）の新規発生滞納額が前年から2割増えており、相次ぐ廃業も指摘されていることから、制度導入による影響の詳細な実態を把握することが必要である。

そしてインボイス導入後の小規模事業者等の苦境や昨今の経営をとりまく環境に鑑みれば、国の支援措置の拡充だけではもはや不十分であり、小規模事業者等の経営の持続化や地域経済の活性化の重要性を考えると、今やインボイス制度そのものを廃止することが最良の策であると言わざるを得ない。

よって国及び政府においては、事業者に過度な負担を与えているインボイス制度を早急に廃止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高額療養費制度の上限額引き上げの撤回を求める意見書（案）

政府は2025年度予算案に、低所得者を含めた全ての所得層で高額療養費制度の上限額を引き上げる改定を盛り込んだ。当該制度は、がん治療など長期的に高額な治療を受けている患者にとっての頼みの綱である。同制度は、大きな病気や事故で高額な医療費がかかった際に、患者の年収に応じて自己負担額に月ごとの上限を設けるものであり、全世代にとっての欠かせないセーフティネットである。政府は本制度の見直しで2,270億円もの受診抑制を想定していることも明らかになっている。

がん患者などに治療中断を迫るかのような制度見直しに、当事者やその家族などで構成される全国がん患者団体連合会は、アンケート活動や署名を行い、方針案の凍結を厚生労働省に求めている。アンケートの記述には、子どものために1日でも長く生きたいが、さらに多くの医療費は払えない。死ぬことを受け入れ子どもの将来のためにお金を少しでも残すほうが良いのか、追い詰められていると子育て世代のがん患者の悲痛な声が寄せられている。全国保険医団体連合会は子どもがいるがん患者への高額療養費制度見直しの影響を公表しているが、それによると、制度を多数回利用していなくても、治療を中断するが42%、治療の回数を減らすのが60%に上り、治療への影響の大きさを表している。

医療の進歩とともに助かる命が増えたにもかかわらず、そうした医療の享受を金銭的な問題で諦めざるを得なくしてしまう制度見直しは重大な問題である。今でさえ、高額な治療を受けながら生活をしている多くのがん患者は、がんを患うことで年収が下がっている。全国保険医団体連合会の調査では、52.1%が診断後に年収が下がったと回答をしている。

長期に高額な治療を受けている患者が、資産や収入が減り、心身ともに衰弱することで、生活の質を悪化させることを経済毒性といい、注目されている。上限額引き上げが、患者に経済毒性を与えることを、政治が行うべきではない。政府はがん患者らの切実な訴えを受けて、多数回該当者の負担を緩和する案を検討しているとのことであるが、受診回数は個人で差があり、負担増であることは変わらない。本制度見直しは国民に自己責任を押しつけ、全世代の不安をあおるものである。がんや交通事故のリスクはどの世代にもあることから、社会保障を世代間の支え合いだとする誤りを正し、保険料負担の軽減には患者への負担引き上げではなく、医療費への国の負担率引き上げが必要である。

よって国及び政府においては、高額療養費制度の上限額引き上げを、直ちに撤回することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。